

予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 令和 3 年 3 月 16 日（火） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 重村委員長ほか議長を除く議員全員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 先野委員
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 石本局長・山下次長・岡本主査・佐伯主任
8. 協議事項
3 月定例会本会議（3 月 2 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 なし

会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 10 時 50 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 3 年 3 月 16 日

予算決算常任委員長

重 村 法 弘

記 録 調 整 者

山 下 賢 三

重村委員長 皆さん、おはようございます。本日の出席委員については委員 16 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、予算決算常任委員会を開会します。これより、議案第 8 号「令和 3 年度 長門市一般会計予算」を議題とします。各分科会における審査の経過について、報告を求めます。総務民生分科会副会長 岩藤睦子 委員。

岩藤委員 おはようございます。それでは、予算決算常任委員会総務民生分科会に分担された議案の審査状況について、分科会を代表してご報告申し上げます。

令和 3 年 3 月 2 日に開催された予算決算委員会において分担された、議案第 8 号「令和 3 年度長門市一般会計予算」のうち、総務民生委員会が所管する部署の費目について審査を行いました。分科会を令和 3 年 3 月 4 日及び 3 月 8 日に市役所 5 階第 3 委員会室において開催し、委員の出席をはじめ、執行部には副市長、関係部課長の出席を求め、重村法弘分科会長が議事を進行しました。審査は、3 月 4 日に、議会事務局、企画総務部、各支所、選挙管理委員会、監査事務局、会計課及び消防本部が所管する費目の審査を行い、3 月 8 日には市民福祉部が所管する費目について審査を行いました。審査の経過についてはお手元に配布しております会議録のとおりであります。特に次の事項についてご報告いたします。

歳入の「市税」に関して、委員から「新型コロナウイルスの影響を大きく受けている納税者に対する徴収業務の取り組みについて」質疑があり、執行部から「国から引き続き柔軟かつ適切に対応するよう通知が来ている。納税者の個別事情をしっかりと聞き適時適切な対応をしていく」との答弁がありました。

次に、文書広報費の「シティプロモーション事業」に関して、委員から「地域活性化企業人制度の内容、及び企業人の業務内容について」質疑があり、執行部から「3 大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、ノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力価値の向上等に繋がる業務に従事してもらう総務省のプログラムである。業務については、シティプロモーションのビジョンや体制づくり、首都圏での情報発信フェアの企画運営、市民参加のプロモーション体制づくり、ワーケーションのプログラム参画や首都圏企業などへのプロモーション、アウトドアツーリズムの参画等の業務を想定している」との答弁がありました。

次に、ケーブルテレビ放送費の「光ファイバー網整備事業」に関して、委員から「整備後における機器等の保守管理体制、及び料金の改定について」質疑があり、執行部から「これまで年次的に整備をしているがそれぞれ施工業者が異なっている。今後の整備においては詳細設計の段階でしっかりと調整し機器

の選定を進めたい。整備後の保守にあたっては、施工業者に情報開示を求め、一元管理が行えるよう調整を進めている。また、料金改定については、民間の光ファイバー網を使ったサービスもある中で指定管理者と協議を行い、なるべく使いやすい料金設定となるよう考えており、本年の 9 月定例会に条例改正案を提出できるよう指定管理者と協議をしている」との答弁がありました。

次に、市民生活費の「市民相談事業」に関して、委員から「専門相談員の設置理由、及び業務内容について」質疑があり、執行部から「近年、近隣トラブルや悩み事相談など市民相談の需要が大変高まっているおり、専門性を高め、より相談体制を充実させるために設置するものである。また、業務については、市民活動推進課の職員と行う通常の相談業務に加え、児童虐待、DV 対策等、総合支援業務を活用し婦人相談員の役割も担うこととしている」との答弁がありました。

次に、老人福祉費の「福祉タクシー助成事業」に関して、委員から「事業を拡充する理由、及び介護サービスによりタクシーを利用した場合との違いについて」質疑があり、執行部から「長門市地域公共交通体系の再構築を図る中で、現在実施している心身障害者福祉タクシー助成事業の対象者に要介護度 3、4、5 の在宅高齢者の方々を対象に加えることで、幅広く外出機会の支援を行うこととした。行楽や趣味など介護保険では利用できない移動をこのタクシー助成の対象内容としている」との答弁がありました。

その他の費目については特にご報告申し上げるべきことはございません。以上で予算決算常任委員会総務民生分科会の報告を終わります。

重村委員長 報告が終わりましたので、これより分科会報告に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、総務民生分科会報告に対する質疑を終わります。次に、文教産業分科会副会長重廣正美 委員。

重廣委員 おはようございます。予算決算常任委員会文教産業分科会に分担されました議案の審査状況について、分科会を代表してご報告申し上げます。

令和 3 年 3 月 2 日に開催されました予算決算委員会において分担されました、議案第 8 号「令和 3 年度長門市一般会計予算」のうち、文教産業委員会が所管する部署の費目について審査を行いました。分科会を令和 3 年 3 月 5 日及び 3 月 9 日に市役所 5 階第 3 委員会室において開催し、委員の出席をはじめ、執行部には副市長、関係部課長の出席を求め、重村法弘分科会長が議事を進行しました。審査は、3 月 5 日に、農業委員会及び経済観光部が所管する費目の審査を行い、3 月 9 日には建設部及び教育委員会が所管する費目について審査を行いました。審査の経過につきましてはお手元に配布しております会議録のとおりであります。特に次の事項についてご報告申し上げます。

農業振興費の「美しい農村再生事業」に関して、委員から「指定棚田の景観保全について」質疑があり、執行部から「長門市指定棚田地域振興協議会と担当課において、棚田保全を含めて景観の維持管理について協議を行なっている」との答弁がありました。

次に、林業振興費の「ながと産木材サプライチェーン構築事業」に関して、委員から「ながと型住宅助成事業費補助金について」質疑があり、執行部から「市産木材の利用促進を図る目的で、農林水産課と建築住宅課とが部局を越えて連携し市産木材の利用促進に努めようという趣旨で予算化をしたものである」との答弁がありました。

次に、水産業振興費の「キジハタ種苗放流事業」に関して、委員から「キジハタをながとのブランド魚として確立するための取り組み、及び見解について」質疑があり、執行部から「消費の場をしっかりと確保することで漁師の方にもしっかりと所得が還元できるような取り組みを、水産業だけではなく観光面も含めて取り組む必要があると考えている」との答弁がありました。

次に、観光振興費の「長門湯本温泉観光まちづくり推進事業」に関して、委員から「長門湯本温泉まち株式会社の事業実績に対する担当課の評価について」質疑があり、執行部から「コロナ禍でのスタートとなり大変であったが、温泉街全体で感染対策を取りながら安心してお楽しみいただける、そういった取り組みをされてきたと考えている」との答弁がありました。

次に、商工業振興費の「三隅地区工場用地整備事業」に関して、委員から「今後の工場建設予定などに関する協議の進捗状況について」質疑があり、執行部から「昨年末には市長自ら三隅工場に出向き、業者の副会長と面談をし、今後の進め方等も説明している。売却価格については、まずは不動産鑑定士などが鑑定した価格を把握し、庁内組織である土地評価会において適正な価格かどうかを判断したうえで価格交渉に臨んでいく」との答弁がありました。

次に、商工業振興費の「地域公共交通推進事業」に関して、委員から「デマンド交通の普及と既存のバス路線との関係について」質疑があり、執行部から「市民ニーズに合ったデマンド交通を整備していき、既存のバス路線は減便も含め、公共交通協議会と協議をしながら見直しに向けて検討していく」との答弁がありました。

次に、学校給食費の「給食調理業務委託事業」に関して、委員から「アウトソーシングしたことによる経費の節減効果について」質疑があり、執行部から「調理業務を民間委託した場合、直営と比較し人件費や事業費など、年間に約1,200万円の節減効果を見込んでいる」との答弁がありました。

その他の費目については特にご報告申し上げるべきことはございません。以上で予算決算常任委員会文教産業分科会の報告を終わります。

重村委員長 報告が終わりました。これより分科会報告に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、文教産業分科会報告に対する質疑を終わります。以上で、各分科会の報告は終わりました。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 おはようございます。それでは、ただいま議題となっております議案第 8 号「令和 3 年度長門市一般会計予算」に対し、反対の立場で簡潔に意見を申し上げます。

ご承知のように、3 月定例会は「予算議会」と呼ばれ、市長の施策の大綱と当初予算案が提案される、1 年のなかでもきわめて重要な議会であります。令和 3 年度一般会計当初予算の総額は、前年度当初予算並みの 201 億 6,700 万円となり、これに令和 2 年度一般会計補正予算の追加施策分を加えた、総額 203 億 6,500 万円の一体的予算として編成されております。当初予算案は「誰ひとり取り残さない新たな日常への挑戦」と位置付けております。

2 月 18 日の議会開会初日には、市長から市政運営に関する所信と基本的施策を述べた施政方針が発表されておりますが、この中で「令和 3 年度当初予算の編成に当たっては、ウイルス感染拡大の防止と地域経済の回復との両立を図り、ウイズコロナ・ポストコロナ時代への基盤を確立していくことを踏まえ、長門のまちの元気を取り戻すため、『市民目線のまちづくり』『生活基盤の充実によるまちづくり』『地域経済の活性化によるまちづくり』の 3 つを重点施策として、取り組んだ」と述べております。

一昨年 11 月に 2 期 8 年続いた大西市政から江原市政に変わり、市政の転換が行われております。私は、施政方針や提案説明、本会議や委員会での議論、また、これまで市長との 6 度にわたる一般質問を通じて、市長の政治姿勢や行財政運営に対する姿勢を注意深く見てまいりました。

令和 3 年度一般会計当初予算は、市長にとっては実質的に初の予算編成となりますが、市長がどういう考えで予算を編成しているのか、必要な施策に十分な財源が充てられているのか、限られた財源の中で、総花的な予算配分になっていないか、市民の目線で費用対効果の検証が十分に行われたのか、不要不急と思われる施策はないのか、これらを総合的に勘案して、予算案への態度を慎重に判断しなければなりません。それは地方自治の本旨に基づき、その財源・権限を市民の立場に立って生かし、コロナ禍のなかにあっても、住民福祉の向上に努めるとともに、安全・安心のまちづくりを推進するなど、市民に寄り添う姿勢が求められているからであります。

自主財源の根幹である市税は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、前年度の徴収を猶予したことによる滞納繰越分の増があるものの、所得割と法人税割の減少による市民税の減や、地方税法改正に伴う軽減措置により固定資産

税が減となり、市税全体では対前年度 3 億 2,000 万円、8.7%の減となり、合併以降、最大の下げ幅となっております。コロナ禍による市税の徴収猶予というのは、裏を返せば、市民生活の実態が一段と厳しさを増している証であります。

コロナ禍もあり、本市を取り巻く環境は様々な課題が山積しておりますが、こうした困難な状況にあっても、市長の理念である市民のいのちと生活を守らなければなりません。当初予算案は、市民の安心・安全、地域経済の振興を図る観点に立ち、福祉、生活環境、防災・消防、教育条件の整備はもとより、農林漁業、商工業、観光振興など、地域経済の再生への取り組みも随所に見受けられ、また、令和元年度の決算審査を通じて議会から要望のあった事項についても、限られた財源の中にあっても予算に反映されたものもあり、市長の政治理念の具現化として、こうした点は政治的な立場の違いを超えて率直に評価するものであります。

予算は一括して賛否を問い、一つの項目ごとに賛否を問うものではありません。市民要求が実現する内容もあれば、ムダな予算や市民にとって痛みとなる予算も含まれている場合もあります。したがって、提案された予算の内容に応じて、修正案や組み替え動議を出すこともあれば、討論を通じて賛否の態度を明らかにすることもあります。個々の施策で賛成しているものがあるからといって、必ずしも予算全体に賛成するとは限りませんし、逆に、予算全体に反対しているからといって、市が行う施策すべてに反対だというわけではありません。

一般的に当初予算案は首長の政治姿勢、行財政運営の姿勢を写す鏡といわれています。市長の政治姿勢は基本的に前市政を踏襲するものになっており、それは湯本温泉観光まちづくり推進事業をはじめ、学校給食の調理業務の民間委託などに集中的に表れております。また、新型コロナウイルス感染症対策にしても、いまはワクチン接種と社会的検査によって感染を抑え込むという、基本的取り組みを同時並行で進めることが必要であります。市長も「無症状者を含む感染者をより速く発見し、早期に対応することが何よりも重要」との認識を示しているにも関わらず、「市民のいのちと生活を守る」という観点からみても不十分なものであります。

さらに、デジタル化については、技術革新であり、市民の暮らしに役立つデジタル化は、当然、大いにやるべきであります。ICT（情報通信技術）を教育に取り入れるなど、ある程度は必要であります。国が進める行政のデジタル化は地方自治の侵害が危惧されており、その基盤となるマイナンバーカードの普及についても個人情報取り扱いへの懸念が指摘されております。これを無批判に追認することは認められません。

これまでの議会論戦を通じて、市長には地方自治の本旨の実現に向けた確固

たる政治的な一貫性を求めてまいりましたが、残念ながら、その場しのぎの言葉だけが先行するなど、「市民のいのちと生活を守る」という基本理念、市政を担うにふさわしい、あるべき政治姿勢については、まだ緒についたばかりであります。今後は市民とともに期待をもって市長の政治姿勢を注視していきたいと考えております。

また、前市政とどこがどう違うのか、何を刷新しようとしているのか、長門市の中長期的な展望をどう描いておられるのか、当初予算案からは、こうした明確なメッセージ、リーダーシップを読み取ることはできません。

令和元年度から 5 年度までの長門市中期財政見通しによれば、「令和元年度は新市建設計画に基づく大型建設事業がピークを迎えることから、財源としての市債発行も増加し、一時的に増加する見通し」とあります。地方債の場合、道路や学校建設など、住民間、世代間での経費負担の公平を確保するという積極的な理由をもった「借金」であり、そのすべてを否定するものではありません。

しかし、予算執行後における令和 3 年度末の市債残高見込み額は 237 億 9,471 万 8,000 円となるなど、財政運営は一段と厳しさを増しており、前市政による本庁舎建設などの大型事業を進めてきたツケが市民生活に重くのしかかってくるのが予想されております。

「ハコモノより、福祉・暮らし最優先」を訴え、前市政の市政運営を厳しく批判し、指摘してきた立場からすれば、令和 3 年度当初予算案も大差はなく、基本的に前市政を踏襲した内容となっており、こうした点でも予算案を認めることはできません。

現在、市政を取り巻く環境は人口減少、少子高齢化、地域産業の低迷など、難問が山積しておりますが、市長が掲げた政策や公約に対する取り組みをはじめ、市政のあらゆる問題についても絶えず市民の目線で考えることが求められております。

そして、何よりも公正で民主的な政治姿勢を基本とした市政運営を行うとともに、コロナ禍のときだからこそ、本当の意味で「市民のいのちと生活を守る」ことが重要となりますが、地方自治のさらなる発展と市民にとってもっと住みよく魅力あるまちとするための市政運営を強く求めて、意見いたします。

重村委員長 ほかにご意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手 多数です。よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。この際、予算決算常任委員会を休憩します。説明員の方は退席をお願いいたします。委員の方は自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 58 —

— 再開 10 : 15 —

重村委員長 それでは、休憩前に引き続き、予算決算常任委員会を再開します。議案第 8 号について、岩藤委員から附帯決議案が提出されました。この際、提出者の趣旨説明を求めます。岩藤委員。

岩藤委員 それではお手元に配布のとおり、議案第 8 号に対する附帯決議案を提出いたします。読み上げて説明とさせていただきます。

「議案第 8 号 令和 3 年度 長門市一般会計予算に対する附帯決議、市は以下の事項に十分留意の上、予算執行に努めること。

1. コロナウイルス感染症の影響による生活困窮や事業不振による滞納等が発生した場合、現下の地域経済の状況に鑑み、減免や徴収猶予を適用するなど、滞納者個々の実情を十分考慮し、適切に対応すること。

2. FTTH(光)化事業は、令和 4 年度春からの市内全域のサービス開始となるため、令和 3 年度が最終年度の計画になっているが、これまでも工期内に完了しない工事があったことから、令和 3 年度の事業執行にあたっては工期内に工事を完了すること。また、設計・施工の一括発注を見直し、工事の責任体制の明確化を図ること。

3. シティプロモーション事業及び海・山・人が織りなす新たな旅のスタイル創造事業については、総務省の地域おこし企業人交流プログラムを活用することになっている。登用される外部人材の能力が十二分に発揮できる環境と体制の整備を図ること。

4. 油谷支所宇津賀出張所の移転については、行政や郵便窓口の存続のためにはやむを得ない側面があるものの、過疎地域における身近な行政機関として、住民サービスの維持や地域コミュニティの確保を図り、行政機能の低下にならないよう努めること。

5. 7 つの地区社協にエリア支援員を配置する予定としているが、その任務については抽象的であるため、地区社協とエリア支援員との線引きが難しい。はっきりとした線引きをするとともに、指揮監督の徹底を図ること。

6. 就労移行支援事業は障害者の一般就労等への移行に向けての大切な準備期間となるが、本市では 2 年前から就労移行支援を行う事業所がなくなり、萩市など他市の事業所を利用している状況になっている。障害のある方が市内で就労移行支援を利用できるように引き続き尽力されたい。

7. コロナ禍で生活に困窮する世帯が増える中で、最後の安全網である生活保護の役割はますます重要になっており、厚生労働省も「生活保護の申請は国民の権利」とホームページで呼びかけ、申請の障害になっている親族への扶養照

会も「義務でない」と認めている。相談者が申請をためらうことのないような対応を取り、保護を適切に実行すること。

8. コロナウイルス感染症の蔓延による影響もあり、全国的に自殺者が増加傾向にある。こうした事態を未然に防ぐためにも、庁内各課及び関係機関や団体との緊密な連携を行ない、自殺予防対策に取り組むこと。

9. 女性のがん検診受診率向上対策事業については、広報やほっちゃテレビ、SNS を活用するなど、市民への周知徹底を図り、さらなる受診率の向上に努めること。

10. 地域公共交通推進事業においては、既存バス路線の減便、廃止を含めた見直しを進め、市内全域への「デマンド交通」の導入を基本とした市民の利便性を損なうことのない公共交通体系の再構築を図ること。

11. 三隅地区工場用地整備事業について、諸般の事情により当初計画からかなりの遅れを生じていることから、進出企業の工場建設が早期に着手できるよう、引き続き用地造成の完了を目指し着実な事業進捗を図られたい。」

附帯決議を読み上げて趣旨説明とさせていただきます。委員各位のご賛同をお願いいたします。

重村委員長 以上で、趣旨説明は終わりましたので、これより提出者に対する質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。附帯決議案に賛成の方は挙手願います。挙手 全員です。よって、附帯決議案は可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会を閉会します。大変お疲れ様でした。